

特別警報および避難勧告、

避難指示など(注1)が発令された場合

1 登校前に発令された場合（暴風警報発令時と同様）

- (1) 午前6時までに警報が解除されたとき
⇒ 平常通りの授業を行う。
- (2) 午前6時以降午前11時までに警報が解除されたとき
⇒ 午後の授業を行う。生徒は午後1時までに登校し、指示に従う。
- (3) 午前11時を過ぎても警報が解除されないとき
⇒ 当日の授業を中止する。
- (4) 登校途中で発令を知ったときは、すぐ帰宅する。

2 在校中に発令された場合（暴風警報発令時と異なる）

- (1) 生徒は、学校待機とする。
- (2) 保護者および引き渡し代理者が引き取りに来た場合、気象状況・地域の安全を十分に確認の上、引き渡す。

(注1)

津波警報、南海トラフ地震臨時情報、緊急地震速報、土砂災害警戒情報によるもの